

令和元年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日 時 令和元年 6 月 3 日 (月) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

2 場 所 宮城県庁行政庁舎 11 階 第二会議室

3 出席委員 (11 人)

(1) 常任委員 (10 人)

石井 慶造 東北大学 名誉教授

伊藤 晶文 山形大学 人文社会科学部 准教授

太田 宏 東北大学 高度教養教育・学生支援機構 助教

木村 美智子 茨城大学大学院 教育学研究科 教授

永幡 幸司 福島大学 共生システム理工学類 教授

野口 麻穂子 森林総合研究所東北支所 育林技術研究グループ 主任研究員

牧 雅之 東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授

山本 和恵 東北文化学園 科学技術部建築環境学科 教授

山本 玲子 尚綱学院大学 名誉教授

由井 正敏 一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

(2) 専門委員 (1 人)

原 猛也 公益財団法人 海洋生物環境研究所 フェロー

(参考)

傍聴者人数 : 6 人

4 会議経過

(1) 開会 司会 (佐藤副参事兼課長補佐 (総括担当))

本審査会は 13 人の常任委員及び 2 人の専門委員で構成されており、常任委員 13 人中 10 人の出席のため、環境影響評価条例第 51 条第 2 項により、会議が成立することを報告。

県情報公開条例第 19 条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、うち、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第 8 条及び情報公開法第 5 条に基づき非公開となることを確認。

(2) 挨拶 (渡邊環境対策課長)

本日は、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、環境省では、昨年度から、太陽光発電事業を環境影響評価法の対象事業とすべく検討が進められておりましたが、4 月 26 日に開催された中央環境審議会の答申に基づき、5 月 10 日より「環境影響評価法施行令の一部を改正する改正案」のパブリックコメ

ントが開始されたところでは。

改正案では、法に基づくアセスメントの対象とする太陽光発電事業を、第一種事業は 4 万 kW、第二種事業は 3 万 kW としており、環境省では、今後、パブリックコメントの意見も踏まえ、2019 年 7 月を目途に環境影響評価法施行令を改正し、来年 4 月から施行する方向としております。

このように、再生可能エネルギーに対する高い期待がある一方で、事業実施に当たっては、一層の環境負荷低減が求められております。

本日の審査会の案件につきましては、いずれも再生可能エネルギー事業の審議を予定しております。議題は、「(仮称)石巻港バイオマス発電事業 準備書」の答申、「(仮称)大和風力発電事業 配慮書」の諮問及び急遽議題に追加させていただきました「G-Bio 石巻須江発電事業 方法書」の答申の 3 件でございます。

詳細につきましては、後ほど担当から御説明させていただきますので、専門的技術的見地からの十分な審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 審議事項

【司会（佐藤副参事兼課長補佐（総括担当））】

それではこれから議事に入りたいと思いますが、環境影響評価条例第 51 条第 1 項の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。山本会長どうぞよろしくお願いいたします。

【山本会長】

それでは、審議事項（1）『(仮称)石巻港バイオマス発電事業 環境影響評価準備書について』、参考人の方をお願いします。

<参考人（事業者）入室>

それでは、審議を始めたいと思います。本件に関しましては、希少種の生息場所の特定につながる情報は含まれていないとの報告を受けておりますので、希少種とそれ以外の部分との審議を分けずに進めたいと思います。

それでは、事務局と参考人の方からの御説明をお願いします。

【事務局（渡邊技術主査）】

資料 1-1, 1-2 について説明。

【参考人】

資料 1-3, 1-4 について説明。

【山本会長】

どうもありがとうございました。それでは、欠席委員の方から何か御意見がありましたか。

【事務局（渡邊技術主査）】

特にございませんでした。

【山本会長】

はい。分かりました。それではただいまの説明に対する質問、或いは御意見ございましたら委員の方々、お願いいたします。

【原専門委員】

水質のところでは御意見申し上げたのがあったのですが、⑦と⑧とあと⑨のところ、⑧は油の話で、⑨はタンニンの話。ここの表現で、「設置等もあわせて検討してまいります。」、それから「目視点検等モニタリングを検討してまいります」という話ですけども、「検討」ということは、これより良い方法があれば採用しますという積極的に捉えることもできるけども、これより良いものがなければ行いませんよというふうにも捉えられかねないので、表現を検討していただければと思います。目視については、それは行えると思いますけどね。何か、こういう色の紙を持って、今日は何のレベルだったから大丈夫でしょうみたいな記録は残ると思いますが、油膜検知器みたいなものは色々な機器があって、本当に良いものがあるのか分からない状況だと思いますので、無ければそれに代わるモニタリングをしっかりと行っていきますというような表現にさせていただいた方がより良いかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

【参考人】

御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり、こちらの対策というのは、導入を前提として検討を進めるという意味です。おっしゃるようにより良いものがあれば、こちらを採用していくというスタンスでございます。

【永幡委員】

別紙1の乗り合い通勤については、ちゃんと計算していただいて、それはすごく良かったなと思うのですが、これで計算結果を見た時に例えば一番大きなところでも0.4デシベルという結果が出ていますけども、0.4デシベルは測定誤差とかも考えた時に意味ある数字でしょうか。この変化というのは。

【参考人】

0.4デシベル増ということで、1には満たないのですが、エネルギー量で見るとそれなりに大分減るということですので、我々としては、準備書では四捨五入した整数値を示しておりますけども、0.4デシベル増えればそれが1デシベル変わるとか、そういうことになりますので、効果はあると考えてございます。

【永幡委員】

分かりました。それでしたら結構です。

【山本会長】

②大気質で、「本事業と（仮称）仙台港バイオマス発電事業における排出ガス濃度及び排出量の予測値の違いについて」ということで、お答えをいただいておりますが、このお答えですと、石巻はボイラーの冷却方式として空冷を使う、それで仙台は水冷を使いますと。この違いと、次の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の排出濃度の違いがどうリンクしているのでしょうか。御説明いただけますか。

【参考人】

ダイレクトなリンクということではなくて、それぞれ採用している設備が違うということでございます。こちらにも書かせていただいておりますけども、石巻は排水量を最小にするための設計思想で行ってまいりました。仙台は排出濃度を最小にするための設備設計で行ってきた、この違いでございます。

【山本会長】

ということは、石巻でも脱硫装置やアンモニア選択式触媒還元脱硫装置を付けることは可能ということですか。

【参考人】

発電所を建設する上で、時間やコストとか問題要素が絡んできますけども、石巻に関しましては設計が大分進んでおりまして、新たな設備を追加することになると設計の大幅な見直しになり、大幅な遅延が発生し、我々の事業が頓挫するリスクが非常に高まるということで、非常に厳しいと考えております。

【山本会長】

それは時期的にはどれくらい違うのでしょうか。コストパフォーマンスから言うとうなるんですか。

【参考人】

遅延の時期というのが、数年単位と想定しております。これはプラントメーカーとの協議がありますので、今の時点で何年何ヶ月ということは難しいです。

【山本会長】

ということは、既に石巻は石巻の方式で進めているので、ベストアベイラブルという考え方で今の段階で仙台と同じような施設の導入は考えられないというそういうお答えでしょうか。

【参考人】

我々も民間事業者ですので、時間とお金が無限にあればそういう検討も無くは無いですけども、現時点で石巻の設計を一から見直して何年も遅延させてできるかと言われると非常に難しいということになります。

【山本会長】

はい。それともう一つは吹き込み方式の検討をしていると書いておられますが、これは出ておりますデータよりも、この方式を上手く使えばもっと下がるのではないかと、いうことを指していると思われましても、この点はいかがですか。

【参考人】

御指摘のとおり理論的な限界はありますけども、現在、尿素は炉内の中に吹き込むノズルを設置して、だいたい15本くらいのノズルから吹き込むことによって炉内脱硝を行っている。それに関して、適切な反応温度帯であるとか設置する位置ですとか数を検討することによって、より脱硝効率が上がって、理論上の限界まで若しくはその近くまで行くことが可能ではないかと今、検討しております。そういった限界値のところまでという意味で言うと、落とすことができる可能性があるということで、協議をメーカーとあわせてしているところでございます。

【原専門委員】

吹き込み方式のというのが、先ほど私の⑥の尿素希釈水というのも排ガスから出て行く方の水になっているとすれば、ちょっとお話を聞きたいと思えますけども、燃料が今はパーム椰子殻ということで、これがまた変わる可能性があるからあまり恒久的な設備は使えないというお考えが別にあってそういうお答えなんですか。

【参考人】

燃料としてはペレットを。

【原専門委員】

ペレットが中心。パーム椰子殻はあまり使わない。

【参考人】

はい。パーム椰子殻は補助燃料でございまして。

【原専門委員】

分かりました。それを恒久的に使われていくようであれば、ある程度設備投資しても良いのかなと思うのですけども、この排ガス中の水蒸気に含まれる尿素というのはしっかり管理されていくものなのではないでしょうか。問題ないレベルでしょうか。

【参考人】

排ガスの性状については、モニタリングをしっかりとしていくということで考えております。

【原専門委員】

パーム椰子殻を補助的に使われるということですが、パーム椰子殻は雨対策とか簡易的なテントでも良いので、水の管理には気をつけていただきたいと思います。お願いして終わりにしたいと思います。

【山本会長】

私からも一つ。定量的に評価できないので、ということで環境保全措置で建設機械ですとか工事車両の運行ですとか、資材運搬時の配慮とかの部分全部削りますというふうにして出してくださっていますが、定量的にできないからといって取ってしましますと全く配慮しないのかと思ってしまうので、何らかのかたちで配慮事項として残してもよろしいのではないかと思います。それで、現実にはそのような努力なされているというところが、後で事後報告のところフォローできれば、より確実になると思います。いかがでしょうか。

【参考人】

事業者としましては、こちらに関しては当然、工事の期間中には配慮すべき項目と認識しておりますので御指摘いただいたとおり配慮事項という記載の方法を検討させていただきます。

【野口委員】

前回欠席しておりましたので、お話が出ていたかもしれませんがけども、方法書に関わる答申の中で、「燃料の野積保管による外来生物の移入等による影響が懸念されることから、その管理の徹底について配慮すること。」という事項があったかと存じます。それは、その後どうになりましたか。

【参考人】

御指摘の点に関してましては、弊社でも検討しておりまして、具体的には日々の目視による混入の確認と見つかった場合は宮城県の環境及び外来生物を扱う部署に御報告をした上で対応させていただくことを第一に考えるように考えております。

【野口委員】

分かりました。特に準備書には、記載されているかたちではないのでしょうか。ちょっと見つからなかったものですか。

【参考人】

229 頁にそういった対応を記載しております。

【野口委員】

すいません。ちょっと見落としておりました。ありがとうございます。

【石井委員】

前回出なかったかもしれないですけど、16頁の燃料に関する質問ですけど、ここで東北地区の未利用材、木質チップの受け入れを検討するというので、放射性物質の汚染状況を確認するというので、ぜひこれは使っていただきたい。と言うのは、希釈という概念があって、ほかの物と一緒に燃やせば希釈してしまう。注意して行えば問題なくなると。少しでも入っているとダメだというよくない。そんなことを言ったらカリウム40なんかはそこら中にあるわけですから。そういう意味では、ちょっと使うだけなら良い材料だということで、福島の人から需要がありますから、ぜひ使って欲しいなど。それから、外国から木質チップとかパーム椰子殻とか輸入する時に、変な虫が入ってくるということはないんですか。毒性のあるアリとか来ましたよね。あのような問題というのは常に起こってることなんですか。

【参考人】

まず1点目の東北地方の未利用材。汚染物質がというお話でしたが、我々この点に関しては非常に慎重に検討しているものです。当然、住民の方からしたら少しでもという気持ちがありますので、我々の中に受け入れ基準をきっちりと作って基準を満たすものであれば良い。そうでなければ受け入れないという指針を作っていきたいと思います。

2点目の例えば毒のある虫が入ってくるだとか、先ほどの野口先生と同様の御指摘と思ひまして、パーム椰子殻に関しては、植物防疫法に則った検疫をしっかりと行ってそういった外来生物の移入を未然に防ぐというふうに対策したいと思います。

【石井委員】

木材なんですけども、特に古いやつは皮を一度剥けばもう全然ないんですよ。皮を取ればほとんど使えるということで、それも検討すると安い材になるかもしれない。使えると思います。ということで、よろしくお願いします。

【山本(和)委員】

大気質の事業者回答で気になるのですが、排水冷却に対して空気冷却を採用した理由としては、前にお書きですが、一方では騒音などは空冷の方が大きくなるのかなと思うのですが、この回答では騒音が上昇するレベルというのが十分許容できる範囲にあるなど、一言触れていただかないと、深く検討した結果の環境影響評価としては、判断し難いところがありますので、今お答えできる範囲で結構ですが、相関して影響が上がる要素があれば教えてください。

【参考人】

おっしゃるとおり環境影響というのは、一つのものが上がれば相対でもう一つが上がると性質の部分はあろうかと思ひます。御指摘のとおり、空冷方式にすることによって排水の量が減ってきております。一方で、騒音が増えるのは間違いなくあります。これは、我々の予測・評価の中で、騒音に関して、敷地境界で基準を満たしている状況かと思っております。

【山本会長】

石巻市からも指摘がありますけども、確かに境界では基準をクリアしていても近くに住宅もあるということもどれくらい考慮しているのかということですよ。（山本(和)委員が）御心配なさっているのは。そういう点に関してはいかがですか。

【参考人】

1kmほど離れたところに住宅地があるということで、我々の基準さえ満たしていればそれで良いのかと言われれば、そうではなくて、発電所で働く従業員の健康もありますので、可能な限りの配慮を考えております。

【原専門委員】

関連で、海水冷却水方式に比べ多いのが、だいたい冷却塔シャワーの方式で、湿式で行われると思いますけども、空冷にされたということで、湿式だと結構レジオネラの問題とかやっぱりシャワーの音が大きいとかそういうマイナス等々もあるとは思いますが、空冷の場合は設備にお金かかるけども、そこら辺のところは湿式に比べればまだマシなのかなと思います。ここは漁業者が強く反対されたので、海水冷却がコスト的には安くつくんだらうけどもそれを選択しなかったということで、どっちかという騒音よりもコストの方に跳ね返りが大きかったかなと私は理解しております。そういうことでファンの騒音も工夫していただければ良いのかなと思います。よろしくお願ひします。

【永幡委員】

これは確認ですけども、準備書の430頁のところ表6.2-14で、これ【参考】になっているから参考程度の話なんでしょうけども、予測値が現況実測値との合成値となっておりますけども、 L_{A5} は本来合成できないですよ。ですから、これは過大評価になってませんか。

【参考人】

その点に関しましては、前回の審査会でも御指摘いただきまして、評価書で注釈を付けるように。

【永幡委員】

そうでしたね。具体的にどういう文言にしますか。

【参考人】

今、予測結果と書いてあるものが、計算値自体が L_{A5} ではなくて、定常音のパワーレベルから予測した値ですので、現況実測値の L_{A5} と計算値、こちらは定常音を合成するのは理論上は困難であるけれども、参考としてエネルギー合成した値を計算しました。とそういうかたちで説明しようと考えております。

【永幡委員】

分かりました。OKです。

【山本会長】

以前の議論では、前提条件と計算式を表示するように、という御指摘だったかと思いますが、そのようにしていただけるのだらうと思います。

それでは、ほかに御質問ないようでしたら、この件に関しては、ここで終わりたいと思います。参考人の方々ありがとうございました。

<参考人（事業者）退出>

【山本会長】

次に答申案の形成について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（渡邊技術主査）】

資料 1-5-1, 1-5-2 について説明。

【山本会長】

ありがとうございました。それでは、委員からの御意見ありましたらどうぞ。

【原専門委員】

水質のところですけども、パーム椰子殻中心に私が水質のことを申し上げたのですが、油の流出については工場全体からの油の流出もあるので、このパーム椰子殻に「等」を付けていただいて、パーム椰子殻等からの油と。同じくタンニンについても、パーム椰子殻がほとんどでしょうけど、それにも「等」を付けていただいて、広くかけていただきたいなと思います。

【山本会長】

はい。今、原委員から2点「等」を付けると。水質のハとニですね。ほかには。

【永幡委員】

個別事項の騒音のところですけど、この「予測値」というのが、2つ予測値があって分かりづらくなってますので、こちらの準備書の表現を借りて、最初の方の「予測値」は「計算値」かなにかにしておいた方が見た時に混乱はないのかなと思います。一目で分かるからその方が良いかなと思いました。

【山本会長】

と言いますと、どのように変えればよろしいでしょうか。

【永幡委員】

「現況実測値及び予測値の合成値は」とありますけども、これを「現況実測値及び計算値の合成値は」としていただければと。

【山本会長】

計算値ですね，はい。ほかにありますか。

委員の方の御意見は網羅されているかと思いますが。何か漏れているところ，あるいは修正必要なところございますか。

では，特になければ，先ほど御指摘のありました個別事項（２）騒音・低周波音の「現況実測値及び予測値」の「予測値」を「計算値」に直す。それから（４）水質のハ，ニのパーム椰子殻を「等」に変えると。この２点の修正でよろしいでしょうか。では，この件につきましては，質疑を終えたいと思います。ありがとうございました。

それでは，続きまして，審議事項（２）『(仮称)大和風力発電事業 計画段階環境配慮書について』です。参考人の方をお願いします。

<参考人（事業者）入室>

【山本会長】

それでは，事務局と参考人の方からの御説明をお願いします。

【事務局（鈴木主任主査）】

資料 2-1，2-2 について説明。

【参考人】

資料 2-3，2-4 について説明。

【山本会長】

どうもありがとうございました。欠席委員の方から何か御意見がありましたか。

【事務局（鈴木主任主査）】

当該案件が，県立自然公園船形連峰の普通地域に区域がほぼかかっていることから，先週金曜日に平野委員に景観について御意見を伺いました。結果なのですが，景観面からは重大な環境影響を生じない案件と言える。主要な眺望点，身近な眺望点から適切に予測・評価願いたいとのコメントを頂いております。以上です。

【山本会長】

それでは，只今の説明に対して，委員の方々からの御意見，御質問ございましたらお願いします。

【伊藤委員】

配慮書の 58 頁なのですが，今回の説明でも重要な地形等はないとの御判断のようなのですけれども。日本の地形レッドデータブックには掲載がなかったと思うのですが，

国土地理院が別途調査、典型地形を調査しているのは御存知ですか。それはなぜ今回載せなかったのですか。

【参考人】

重要な地形・地質の選定基準としまして、基本的には日本の地形レッドデータブックを選定基準にしております。その他、天然記念物とかも選定基準としていますことから、その類型はしておりますが、典型地形ということで重要という観点とはちょっと違うかな、という判断をいたしました。

【伊藤委員】

配慮書では典型地形はないと書いていますので、そこはちょっと問題かなと思っております。あと、典型地形ということでいきますと重要な地形ということで記載はしてありませんが、同様に専門家が調べてこのような地形があって、それを見てもらえるような、やはり守っていきましょうというかたちで選定されているものですので、そういう意味では重要な地形と同じようなかたちで配慮する必要があると思いますが御意見いかがですか。

【参考人】

御意見いただいたことについて、国土地理院の典型地形につきましても情報を整理しまして、取り扱いは少し検討いたしますが、アセスとして取り扱って参りたいと思います。

【伊藤委員】

いわゆるウェブの国土地理院の地理院地図で日本の典型地形といったところで確認ができますので、それだと大まかな位置しか確認できないです。今回の事業実施想定区域でいきますと西側はほぼ該当します。地質を反映した地形の地すべりということですね。ここは大規模な地すべり地になっているので、極めて分かりやすい、典型的な、地形学者から言えば重要な地形になりますので、地理院の地図でおおまかに指定されているのを確認していただいて、あとは具体的なマッピングに関しましては防災科学技術研究所のホームページ、地震ハザードステーションのマップの中に地すべり地、詳細な位置が記載されておりますのでそちらを御覧になって、基本的にはこのエリア、避けるようなかたちで事業を展開していただきたいと思っております。

【参考人】

具体的な、詳細な情報の見方をお教えいただきありがとうございます。情報を収集整理しまして事業計画に反映して参りたいと思います。ありがとうございます。

【伊藤委員】

もう一点なのですが、配慮書の159頁です。今回、国土防災関係について抽出していただいていると思いますけれども、こちらの中で土砂災害の関連のものが多いたと思いますが、161頁の図で行きますと、土砂災害の警戒区域とか砂防指定地とかですね、法的

な規制といったところを多分随分抽出されていると思うのですが、土砂災害警戒区域とか、特別警戒区域というのはその前の土砂災害危険箇所を参考として順次指定している段階なので、そこから考えると土砂災害の危険箇所も抽出して、この実施区域の中で存在するのかもしれないのか、更にここは住民の方の命に関わりますので、その関連で避ける避けないを展開していくのが妥当だと思っております。ということなので、見ているページですね、出典の宮城県のホームページではかなり詳細にウェブで公開されていてそれを使っているということですので、そこで土砂災害の危険箇所もあったはずですから、そちらも是非抽出していただいて、図の中に入れながら参考にいただければと思っております。161頁の図は宮城県さんのホームページなんかも使って抽出されているのですよね、出典で書かれていますから、そちらのほうに土砂災害の所謂危険箇所もありますので。私がざっと見た限りでは、1箇所だけ、この地域の東のほうにかかってくるので。土石流の場合には土石流が堆積するところだけではなくて、その涵養域、上流域も含めて抽出して、そのエリアをあまりいじらないほうが影響は無いということに繋がりますので、そのあたりをちょっと注意していただければと思います。以上です。

【山本会長】

ありがとうございました。（事業者の方）よろしいですか。

【参考人】

はい。

【由井委員】

丁度今出ている（事業者配付資料の）10頁、（配慮書の）160頁の西の方に保安林の指定エリアが緑色で入っているのですが、この非公開資料と比べてみると南に突き出しているところが丁度土砂流出防備保安林にあたっているところがあるように見えるのです。それも含めてですけれども保安林全体が11頁に宮城県の陸上風力ゾーニングマップがございまして、その中では黄色色のところが配慮・調整エリアで、そこに一部今回の計画がかかっている、そこは平野委員がおっしゃっていますけれども普通地域でも大丈夫そうだという話ですけれども、そこから南西に伸びるものが灰色に11頁の図ではなっていて、その下に内訳をみると積雪深100cm以上か保安林ですよと書いているのですよね。積雪深100cm以上であることでも保護優先・地形障害エリアというのが広く分布しているようですが、それは条件によってクリアできると思いますけど、保安林については宮城県のゾーニングマップでは保護優先エリアとなっていますけれどもこれまでの案件の中でも保安林であるから原則だめということではないような気がしましたが、事務局分かりますか。

【事務局（渡邊技術主査）】

県内の案件では私が存じ上げるところなのですが保安林内に風車を立てた事例はなかったかと思います。これまで。

【由井委員】

他県のことを言っただけでは何ですが、福島県とか他の県では保安林の機能に支障が無ければ場合によってはOKなこともあるようなのですが。ここは水源かん養保安林であればいずれ風車1台当たりの伐採する面積というのもほんの半径50mとか大したことはなくて森林施業による保安林の伐採のほうが広いことが多々あるのですが。問題は尾根の上を取付道路が行って、土砂流出防備保安林に行くと結構危ないのですよね。そのへんは事業者何か考えておられますか。

【参考人】

保安林に関しては、必要な許認可になりますのでしっかりと協議した上で進めていきたいと思っております。そこを加味しながら現在の事業領域を入れておりますので、協議を踏まえて判断していきたいというような状況でございます。

【由井委員】

協議はここは国有林のようですね。国有林と書いてありますね。国有保安林、深緑となっているけど、いいですか配慮書160頁。どっちなのですかね。160頁はどちらも国有林となっている。誤植ではないですかね。

【参考人】

申し訳ございません。もう一度資料は確認いたしますが、認識としては民有の保安林ということです。

【由井委員】

そうですか。民有林ですと県の管理ですよ。指定ですか。

【参考人】

こちら誤植なのではございますけれども、116頁を御覧いただけますでしょうか。こちらに国有林は黄色で記載してございまして、民有の保安林が緑となっております。誤植を訂正してお詫び申し上げます。

【由井委員】

では、民有林ですね。県との協議ですね。許可されればいいけど許可されなければ相当かかりますよね。リスクを持っているということですよ。それは早く決めてもらった方が良いでしょう。県が決めるのですかね。審査するほうも見通しが無いのに審査してもね。よろしく願いいたします。

【参考人】

しっかりと踏まえまして、真摯に対応させていただきます。

【永幡委員】

騒音そのものに関してはここに書いてあるとおりにきちんと調べてもらえばいいなと思っております。別論点があり得るなと思っております。人と自然との触れ合いの活

動の場の状況のところに掛かると思うのですが、風車の音って意外と聞こえますよね、静かなところだと。気仙沼の新しくできた風車のところ、こないだあちらに用事があったので実際に行ってきたのですが、バードウォッチングをするような場所があったのですが、そこで結構音が聞こえてしまっていて、その地域で例えば鳥の声を楽しみに行く人、録音する人にとっては完全に厄介な少なくとも録音はできない場所になっちゃっているのですよね、音入っちゃって。それを考えると触れ合いのところであまり音の論点は今まで十分に議論されてきていないように思うのですが、今までの議論が欠けていただけで、無視して良い問題ではないように思うのです。こういうところでわざわざ鳥を見に来るような人はいないという場所であるのであれば、取り越し苦労の発言かもしれませんが、そうでもないようであれば、やはり影響は確認した上で、どれくらい聞こえるのか、或いはどういう音が聞こえるのかちゃんと確認していただきたいなと思います。

【参考人】

先程、人と自然との触れ合いの活動の場のところで申しましたように人触れの場につきましては、今のところキャンプ場で評価していますけれども、今後現況調査の中でその他の保全対象とすべき資源、施設というものがあるか無いかを確認していく所存ですので、方法書であったり準備書の中ではしっかりと予測・評価、保全対策、保全措置の検討を進めて参りたいと思います。

【永幡委員】

その時に音の観点が今まで殆ど見たことがないので必ずその観点まで含めてくれとお願いです。

【参考人】

了解いたしました。

【太田委員】

最初に説明の言葉尻を捉えるようで申し訳ないのですが、景観の部分が一番大事だみたいなことをおっしゃっていたのですが、この地域どう考えても自然環境、動物、植物、生態系関係のところが必要な地域なので決して疎かにしないでいただきたいですね。先程由井先生からもお話がありましたけれども南西部分ですね、原生林ということでここはもうやめた方が良くはないかと思います。最初から避けていくように計画を変更していただきたいと思います。こういうところに手を付けてはいけないと思うのです。もう少し低いところは既に植林されていて二次林だったりして散々人間が手を付けてしまったところなのですが、現時点で残っている原生林をこういうことで、はっきり言って人間のわがままで手を付けてはいけない場所だと思うのです。そういうところを事業区域に指定するという考え方自体が間違っている。発電しなければいけないのではなくそれは人間が我慢すべきです。それだけ電気が必要なのではなく、それは人間の生活のほうを変えるべきで考え方が根本的に間違っていると思います。それから工事のことは除外すると書いているのですが、先程の取付道路の話もあります、少なくとも

どこまでは分かったか、未定だけれどもこういう案があるというレベルでも示していただかないとこちらでも考えようがない、検討のしようがない、影響があるかどうかの判断のしようがないので、その辺も不十分だと思いますね。原生林という面で言えば船形山の方から連続している原生林が残っているところで、比較的船形山本体から比べると低標高地域なので、そういう面でも重要度が高い、低標高で残っている原生林部分なので、そういう意味でも、原生林は植物なのですが私はどちらかと言えば動物が専門なのですが、そこに生きている動物にとってもとても大事なもので是非残していただければと思います。

【牧委員】

今の話と関連するのですが、太田先生が南西側の原生林と言っておられましたけれども南東側の吉田川の源流として入ってきていると思うのですが貴重な植物群落が局所的に成立する可能性があると思うので、そちらも綿密に見ていただかないと、勿論船形山の原生林というのは重要だというのは明白であって、そこは手を付けて欲しくないというのはございますけれどもそれ以外にも吉田川というのかなり重要である可能性があるのものでそこも是非御配慮いただければと思います。以上です。

【木村委員】

今の牧先生のお話とも関連すると思うのですが、163頁に水道水源特定保全地域の指定状況というのがございまして、この水色の部分が水道水源特定保全地域になっていまして、今回計画されている赤枠のところ、これからどこに風車を設置するかというのはお考えになるかと思うのですが、保安林というのもございますし、希少な動植物というのもございますので、木を切り倒しながら風車を設置することになると思うのですが、必要最小限度に抑えるような考えを持って、もしつくるということであればお考えいただけるような計画をつくっていただきたいと思います。先程太田先生もおっしゃっていましたがけれども電気が必要だというのは分かるのですが、一度自然を壊してしまうと元に戻すことは殆どできないと思いますので、そのところを十分配慮した上での計画というふうにしていただきたいと、是非お願いしたいと思います。

【参考人】

事業者側から、景観が特にということで動植物については至らない点はありましたけれども訂正してお詫び申し上げます。先ずしっかりと動植物も含めて見極めていきたいと思っておりますので御指導のほどよろしく申し上げます。加えて原生林についてお話が出たかと思っておりますけれども林業がやられている地域でもある関係上、しっかり現地調査を踏まえ、しっかりとしたかたちでお示しさせていただきたいと思っております。二点目として取付道路に関しては既存の林道が林業されているので使われておりますので、拡幅等の改変が少なくなるように努力して参りたいなと思っております。水道水源、水の大事な地域であるということも理解しておりますのでその点も現地調査を踏まえ検討して参りたいと思っております。

【野口委員】

植物関係の話が続くのですが、原生林については是非外すようにしていただきたいということは私も同じ意見です。あと 215 頁の重要な自然環境のまとまりの場への影響の予測結果というところで、升沢のオオバヤナギ群落という隣接している重要な植物群落があるようなのですが、これについては変化が小さいという予測結果になっていますけど、地形図を拝見したところでは事業実施想定区域より斜面下側、下流側にあるように見受けられますので、例えば土砂の流入とかがあったりすると影響を受けることが考えられますので、このへんは影響を受ける可能性があるかと想定して評価を行っていただきたいと思えます。

【参考人】

御意見を踏まえまして、しっかり検討して参りたいと思えます。

【山本（和）委員】

敷地を選定するに当たって大きな地域から絞り込んできているので適正な選択であるということで計画地のエリアが決められているとは思いますが、ゾーニングマップを提示したこちら委員会側としましては更に絞り込んだかたちで配慮・調整エリア北側のエリアで事業ができるかどうかという案を一つつくっていただけないかなと。そこで事業を行うのであれば、例えば台数がこれくらい減ってしまうとか、それでも何とか採算ラインに乗るのかどうかというようなところをしっかりと詰めていただいた方がよろしいのではないかと。このエリアの中で何とか場所を探していくというよりは、一旦、縮めて計画案を立てていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【参考人】

今回は配慮書段階ということで地域は広く設定させていただいております。加えて今後勿論現地調査や各種許認可、各関係自治体等々との協議を踏まえしっかり検討していきたいと思えます。加えて事業採算性であったりとか、環境影響等々鑑みてしっかりお示ししていきたいと思っております。

【山本（和）委員】

今後の展開として、この中で複数案を立てるということをお願いできるかな、ということなのですが。

【参考人】

今後環境面はこれからの現地調査を踏まえて示させていただきます。事業面でこの地域にどういった風車であれば採用できるかですとか、東北電力さんへの連系のためにどれだけ連系費用がかかってくるのかですとか、多方面この事業が成り立つための条件を今後調査していく必要がございます、できる限り準備書までにそういったことを整理した上でお示しするつもりではあるのですが、御指摘いただきましたようなゾーニングマップの黄色の部分だけで事業化が成り立つかどうかにつきましては事業計画上かなりシビアな変更となって参りますので、他の事業コストの部分の精査ができれば検討も可能かとは思いますが、これから準備書までの検討材料がどこまで揃うかというの

は少し外部要因によるところもございますので、今ここでそういった複数案を準備書でお示しできるかというのにはお答えしづらいところでございます。

【山本会長】

配慮書段階だから何も決められないというのではなくて、この配慮書段階で大体この地域というのを絞るのが目的なのです。準備書段階にならなければ決められないというのは少し認識が違うかなと思います。可能性を今の段階で大きく広げてみましたとおっしゃいましたが、その中でこのあたりでこのように見られます、ここを入れたらこのようになります、というのを複数出していただくのが配慮書段階での議論になりますので、もう少しきちんとしたものを追加して出していただくとありがたいかなと思うのです。あまり詳しいことを全て言ってくださいという訳ではありません。おおざっぱな風況とかリスクとか生活環境に対する影響とかそれぞれの観点から絞っていった時に大体このあたりでこのようにやれるのではないのでしょうかという提案を先ずいただくのが必要かなと思いますので少し検討いただければと思います。

【参考人】

その部分につきましては検討させていただきます。加えて一点補足させていただきますと本日配布した資料の中の10頁になるのですが、あくまで傾向としてのお話で事業者側の都合というのは重々承知しているのですが、風況という観点だけで見ますと南側の方が良いという状況が出ています。ですので実際に今後検討していくにあたって環境の面は現地調査を踏まえてしっかりと検討していきたいというのが現時点での回答でございます。大変恐縮ではございますが、こちらで回答とさせていただきます。

【山本会長】

多くの場合、先ずは風況で決めてというのが多くてそれ以外のリスクはあまり考えずに最初に出していらっしゃるケースが大変多いのです。その点で色々な先生が御指摘になったことを考慮に入れてもう一度ちゃんと詰めてくださいということになるかと思っておりますのでよろしくお願いします。

【伊藤委員】

実際に風車を設置するところの絞り込みは今後というお話ではあるのですが、先程私も別途重要な地形があるということをお話しましたが、既に文章の段階で厳しいのではないかと考えられている今回の非公開資料での設置予定区域ですね、というのは別に現地調査をしなくとも十分にこの段階で外せるエリアではないかな、と「私達」と言っているのかは分かりませんが（私は）思っていて、私の例えば重要な地形でいきますと、この長い尾根は随分地すべり地の近接する尾根ですのでそういうところも外していただけないかなと考えるところですし、他の植生、動物のことも考えたら少なくとも南側に延びている尾根は最初から外すのが一般的なのではないかなと思っておりますので、お願いというかたちでしか申し上げられませんが、少なくとも北側の尾根で事業が展開できるかどうか考えていただいて、もし無理なのであれば今回のパワーポイントの資料で①②③で③を選定されていますが、②との比較で行きますと連系でこちらを選んだという

ことですけれども、もしかしたら採算とかを考えると②のほうが良かったということもあり得ると思うので多分そういうことも踏まえて先生方お願いされているのかなと思いますし、私もお願いしたいと思います。

【参考人】

おっしゃるとおり、既存文献調査という中で十二分に考慮する点があるのではないかとこのところについては真摯に受け止めねばならない地区と思っております。他方で繰り返しで恐縮でございますけど、先程申し上げさせていただきましたとおり、中々外部要因というふうなところで決まってくるところもございますので、慎重に検討させていただくのですが、出し方ですとかとりまとめの時期というのは相談させていただければと思います。様々な前提条件というふうなところを置きながらではないとこういう議論はできないなというのが正直なところですので、そのような不確定な数字を持って御相談に上がるというのもその点ではどうなのかなというところで今回はこのようなかたちでつくらせていただいた次第でございました。他方でここで様々御指摘頂戴したことにつきましては繰り返しになりますが、真摯に受け止めねばならないことだというふうに感じてございますので、社に持ち帰り慎重に検討させていただければと思います。

【山本会長】

他に御意見無ければ、この件については終わりにしたいと思います。参考人の方、ありがとうございました。

<参考人（事業者）退出>

【山本会長】

続きまして、審議事項（3）『G-Bio 石巻須江事業 環境影響評価方法書について』です。参考人の方お願いします。

<参考人（事業者）入室>

【山本会長】

それでは、本件については先ず事務局から説明をお願いします。

【事務局（渡邊技術主査）】

私の方からは、本議題について、今回審議するに至った経緯を簡単に御説明いたします。資料 3-1 と今お配りした右上に「修正前」と書かれております資料を御覧ください。

資料 3-1 につきましては、4月 22 日に本事業の答申の審議を行った際に、事業者の方から提出いただいたものになります。資料 1-4 と 1-5 の部分だけ既に修正されておまして、4月 22 日の審議段階では今お配りした右肩に「修正前」と記したものを使用しておりました。

資料 3-1 の全般的事項①の部分をお覧ください。諮問の際、事業実施区域を設定した経緯を説明いただきたい旨の委員からの御指摘があったことから、別添資料を用いて事

業者から回答がございました。その際、発電所への燃料運搬ルートについて、農道の整備や道路の拡幅等、方法書に記載のない計画が判明しましたことから、それに伴ってアクセスのやり直しが必要になる可能性もありましたことから、事業者に対して計画の詳細を確認してきたところです。

その後、事業者側で当該計画の変更などがあったことから、急ではございましたけども議事に追加させていただきまして、改めて事業者の方から現在の方針を説明いただくものとなっております。

では、事業者の方よろしく願いいたします。

【参考人】

只今御説明ありましたように、発電所への燃料輸送ルートにおける計画につきまして変更内容を御説明させていただきます。お手元の資料 3-1 で申し上げますと変更箇所は①-4 最終頁でございます。この中の「2.1.4 環境保全の配慮に関わる今後の検討」の中の「(3) 燃料輸送車両による交通環境負荷の低減」でございます。先ず変更の経緯について口頭ではございますが御説明申し上げます。前回 4 月 22 日の技術審査会におきまして、交通環境負荷の低減のため、市道や県道を拡幅したい、また、将来的には農道を整備して利用したいなど、私どもの構想について御説明させていただきました。しかしながら、これらの構想は道路管理者及び交通管理者である県や市、また農道につきましては国農政局と相談した結果ではなく、相談する前の段階の私どもの独善的な構想でございました。本来、これは交通環境負荷の低減については、道路インフラ整備の一環として管理者である県や市が考えるべきものであり、正に越権行為に当たりますので、本構想は撤回させていただきたいと存じます。従いまして、事業者としては今後これらの道路の管理者及び交通管理者に相談し、その指導を仰いでいきたいと存じます。また、同時に地域住民とも協議を重ね、理解を得ていきたいと思っておりますので、その主旨に基づいてお手元の説明資料を修正させていただきました。お手元の資料に戻りますと、(3)の「燃料輸送車両の交通環境負荷の低減」ということで記載の変更内容は、第 1 案は現状でも大型車両が通行しているものの、須江中学校の西側市道の一部に車道がやや狭い箇所があるため、地域住民と協議し、理解を得ながら以下の配慮を徹底するとともに、通行の際の安全事項に関して交通管理者に相談し、その指導を仰ぐということで、以下の配慮としては、運転者に対して急加速等の危険運転を行わないよう教育指導を徹底する。2 点目が走行に際しては本事業の燃料輸送車両であることを明示し、制限速度を遵守するとともに、必要に応じて徐行する。3 点目が通行時間帯は周辺の小学校の通行時間帯を避けるといったところを配慮させていただきます。また、第 2 案につきましては、以下、第 1 案と同文でございます。省略させていただきます。変更内容は以上でございますけれども、御理解を賜りたく、何卒よろしく願い申し上げます。私からの説明は以上です。

【山本会長】

では、(委員の方) 御意見等ございましたらよろしく願いします。

【原専門委員】

前の御説明の時の取付道路の拡張とか、別につくるというのは G-Bio さんがスポンサーになっておやりになるのかな、というふうに私は理解をしております、住民のためにこのようにしたいから当局の方に申請なさって、出来ていくのかなというふうに理解をしていたのですけれどもそういうアプローチはなされなかったということでしょうか。それとも感觸的にも断念せざるを得ないというような情報があつてそういう変更をなさったのかという事実関係だけお聞きしたいのですが。

【参考人】

本件に関しまして道路の整備ですとか、農道の整備といったところは、まだまだ運転開始が 2024 年と 5 年後の話になりますので、まずはそういった相談を今後もちかけるのかなというふうに事業者としては考えておった次第ですが、今回色々な御意見をいただきまして自ら振り返ってみますとやはりこれは県や市のマターかなと思ひ至りまして撤回させていただいた次第です。ということで事前の県や市との協議、相談はまだしておりません。以上です。

【原専門委員】

そうするともう一つは鉄道輸送のことがあるのですが、鉄道輸送といったって鉄道を引くわけではないのですよね、御社で。ですからどこかで積み替えがあつて、道路を使うという話になるのでしょうか。その説明については今回されないのはどうしてでしょうか。

【参考人】

鉄道貨物輸送に関しましては、前回の技術審査会の中で貴重な御意見をいただきまして、その御意見をふまへ詳細検討をこれからさせていただこうということで、準備書に向けて検討して参りますので、これはそのまま検討を継続させていただきます。記載のとおりでございます。

【由井委員】

前回の 3 月 19 日の時は、方法書、これは条例マターだから配慮書はないのですよね。それでも住民の意見要望を聞いて進めなければならないのですが、今回取りやめた 3 ルートというのは一回住民の方には相談していたのですか。

【参考人】

基本的には方法書に記載しております第 1 案及び第 2 案のルート、こちらの方で住民説明会の時には説明させていただきました。その時には農道に関してはジャストアイデアでしたので御説明はしておりません。

【由井委員】

で、今回これをとりあえずは県・市マターだから載せないということですがけれども、やはりその事も含めてもう一度住民の方に説明しないと、何となく締まらない気がするのですけれども。

【参考人】

住民の方々への説明会でございますが、こちらも前回、環境対策課様からこまめにより丁寧の説明してくださいということで御要望がございまして、環境アセスとは切り離して良いからなるべくこまめにタイムリーに色々と説明をする場を設けたらどうだという話がありましたので、こちらにつきましては具体的な計画を現在練っている次第でありまして、その中で今の変更も含めて御説明並びに御相談させていただきたいと考えております。

【由井委員】

相当丁寧に説明して、了解を得ないと最後止まっちゃいますよね。何しろ騒音の問題とか色々ありますけど、交通安全の問題ですよ、一番は。それが確約できないときついなと思うのですよね。それをどの段階で確約というか保証するかですよ。

【山本会長】

書いてある3つの項目、このままですと色々なリスクに対して、積極的にリスク低減とか回避する策をやったというふうには伺えないですよ。通常の交通の話だけですよ。そうするとこれはどうなのでしょう。もう少し積極的に市や県マターであったとしても、そちらとの交渉を積極的に進めるという姿勢というのはいかがなのですか。

【参考人】

今回御説明させていただきましたように、今後は県、或いは市と交通安全に関する御相談を申し上げて、まずは県や市の御指導をいただくことにさせていただきたいと思っております。ですので、積極的か消極的かといいますと県や市に対するアプローチに関しましては積極的にして参りたいと思っております。

【山本会長】

ただ今まではなさったのですか。今の感じだと今まで全然やっていなくて、今からやりますって。この段階でかな、とちらっと思うのですが。いかがですか。

【参考人】

先程申し上げましたとおり、運転開始が5年後6年後の話だということで、具体的な協議といいますか計画に落とすまでの相談はしておりませんでしたので、そこら辺はこれから説明させていただきたいと思っております。

【山本会長】

具体的な、と申し上げてもこれはいくつかの案をつくってみるという段階ですので、そんな具体的にこれ一つに落としますという御相談は出来ないはずなのです。だとするとそういう状況の中でどういう相談ができるのかという、そういうアプローチが必要ではなかったのではないのでしょうか。その点が腑に落ちないのですけど。

それですと切羽詰まって住民から、色々動いてしまってトラックや色々なものが走り

回って、問題があって、どうしてくれるのって（住民の方が）言ってから動くという感じになってしまいますよ。

【参考人】

この発電所をつくるにあたりまして、方法書をつくる前に住民の方と色々相談して、住民の代表の方を含めて「発電所をつくる会」というのをつくっていただきました。それで色々な説明をして地元の方々の御理解を得て、交通安全についてももしっかり煮詰まった段階でちゃんと説明するし、今考えていることはこのように進めておりますということを御理解いただいて今に至っております。そのような状況でございます。

【山本会長】

ではもう一回確認させていただきます。その説明の中身は、対策の 1, 2 そういう中身ではなくて、従来の道路を使って拡幅とか、或いはそれ以外の可能性を考えますという話が出ていないということですか。

【参考人】

現在、道の幅が狭いところがあるのですが、そこは採石のダンプが頻繁に通っていることを地元の方は御理解されておりまして、特に私どもに対して「ああだ、こうだ」といったようなお話とか要望はございませんでした。

【山本会長】

いや、私がお聞きしたのは G-Bio の方のほうで、ここで以前に御説明があったような、場合によっては拡幅する、或いは農道を転換する、そういうお話をなされたことはあるのですかとお聞きしています。

【参考人】

農道に関しては説明していません。その他に関しては色々な対策として一つの案としては拡幅という案もあるし、それについては私達だけでは出来ないの関係部署とも御相談しながら、ということでお話はしております。

【原専門委員】

新しく拡幅するとか何かすれば、そのためにスピードが上がるとか炭酸ガスの排出源とか騒音問題とか色々ともう一度アセスのやり直しということがあるのでしょうか、今度は逆に狭い道を通るということになれば、徐行で対応しますとか、生活時間にはトラックを減らしますとか色々書かれていますけどね。それから複数の経路を併用していくんだとか、鉄道も併用するんだとか、色々なことがこれから動いてくると思うので、その時にやはり環境の面から、それから交通とか周辺的生活環境の面からも含めてもう一度点検をかけていただいてもう一度書き直しという話になるのかなと思うのですが、それで良いのですかね。もう一度戻りますか。

【参考人】

今いただきました御意見につきましては、次回、準備書に向けて検討を進め、その内容を反映させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【山本会長】

今の御回答は住民の方々との話し合いで出てきた従来の道路の、場合によっては拡幅もあり得る、ということも検討しますということを含めた可能性については検討します。但し、農道に関しては話をしていませんので、それは触れませんということですか、準備書では。全く触れないということですか。

【参考人】

一応、こちらにも書かせていただきましたが私どもの方の構想というのが越権行為だったなと本当に反省しているのですが、関係部署の合意を得てこういうことが出来るということを理解した後に説明するということをしていなかったものですから、特に今回、住民の方に対しては農道に対して説明は一切説明していないと、今後についても聞かれたとしても、これは国や市のところで工事するものであって、その道路に対しては私どもの車ももしやるのであったら通るかも知れないし、一般の車も通るのではないでしょうかと、まだそのところは5年後の話なので何とも言えないです。基本的には従来の道を使いながら、安全に配慮しながらものを進めていきたいという話をしていきたいなと思います。

【山本会長】

以前の話では、一番地域の方々に負担が少なくて良いのは農道を通すという案ですよというお話だったかと思うのですが、その可能性も模索はしないと、今の段階では。そういうような状況なのでしょうか。

【参考人】

今後県や市と御相談する中では、彼らのより良い案を出していただけるかもしれないですし、その中には農道を整備して利用しようというような案も出てくるかもしれませんが。その時には先方の意向を汲んで私ども事業者がどこまで何を出来るのかという相談はさせていただこうかなと考えております。

【永幡委員】

話がよく見えなくなってきたのですが、前回言っていた「農道を専用道路化し」というところの結局お金は誰が出す話で構想されていて、今回県或いは色々なところに相談の上、指導を仰いだ場合は、誰がお金を出して道路を整備することになるのですか。

【参考人】

前回の説明資料の中では、専用道路化というふうなコメントを書かせていただきました。これは正に撤回のポイント、焦点になります。それは私ども事業者が事業対象区域にするんだという思いでもって申し上げたのではなくて、実際には県や市と相談しながらそういうものが出来たら良いねというようなものを私どものジャストアイデアで書か

せていただきましたので、それについては予算の貼り付けとかは一切考えてはおりませんでした。ですから今後実際に先程も何度もお話申し上げておりますが県や市と御相談するに当たって、向こうからもより良い案が出てくるかもしれません。それに対しては私どももできる限りの御協力をさせていただきたいと考えている次第です。実際にどういうふうにやるんだ、その予算はどうするのかといったことは今後の協議になろうかなと考えます。

【山本会長】

今これ方法書の段階ですので、準備書、評価書とあと2段階ございます。それまでに若干時間がございますので、その間に今おっしゃった可能性ですね、先ずはお金がいくらかかるかもありますけれども、先ずそういうことが可能であるかどうか、複数案の一つとしていくつか出してくださいましたが、それが可能であるかどうかということの打診を先ずは早急にやっていただいて、これは無理な話だと、或いは準備書や評価書の段階まではだめだ、或いはそうではなくて何とかなりそうだという、そういうものを明らかにしていただくのが先決ではないのでしょうか。今分からないから書きませんというのはどうもちょっとこれまでの議論の経緯からしますと少し後ろ向きではないでしょうか。積極的に、より住民の方に良いかたちでこの事業を進めようとなさっている事業者としてはこのところで全く無しにしますとおっしゃるのは大変残念な感じがいたします。

【参考人】

時間がどれくらいかかるかというのは分かりませんが、関係するところには御相談といたしますか、そういったことは先ず投げかけていなかったものですから、先ずは話してみたいなというふうに思っております。

【伊藤委員】

今回の変更の中で色々御説明があったのですが、既に大型車が通行している状況であるという話なのですが、資料3-1の①-3なのですが、二次選定理由及び結果ということで今回こちらを選んだ理由ということで挙げられているのですが、今回の変更によって大気環境、騒音、振動のところなのですが、先程の御説明でいきますと交通量は相対的に少ないとこの資料ではなっておりますが、どちらかというとお聞きしたことで考えると大型車による騒音の更なる影響が想定されるようになって、この事業では「△」になっておりますが、「×」という判断をして、例えば⑥の方が適切ではないのかなとか角田の方が適切ではないのかなというふうに話を聞いているとそのように思うのですが、事業者の方として選定理由との関係で今回の変更をどのように考えておられるかを教えてください。

【参考人】

こちらの大気環境、騒音、振動の二次選定の部分なのですが、①から⑥までである中でのあくまでも相対的な交通量の観点から設定してございます。これからの現地調査の結果もふまえながらその辺はアセスの中で予測評価をして適切な対応をしていきたいと考

えています。

【伊藤委員】

相対的に記載されているとは思いますが、大型車の交通があるということですので、少なくとも大型車による騒音の更なる影響が想定されるというかたちに記載されるのは間違いないのかなと思います。あと今の資料の③の一番下の最終判断理由に「接道が狭く近隣の保育所や小学校の通学路にもなっているため安全性が担保できない」というのが③でここを除外した理由になっていますが、今回のかたちで変更されるというところは、やはり同じように安全性が担保できないということで、私が今回の変更ということで結果を整理したとしたら②ではなくて⑥が一番環境等に影響がないところというふうに全体的な相対評価でもなるかなと思うのですがいかがでしょうか。

【参考人】

今の御質問でございますけれども②と⑥というのは正に発電事業を展開しようといった場所でございます。⑥の角田市梶賀というのは先行しておりまして、もう工事は着工しておりまして来年には運転開始になるということで進んでいる状態でございます。今回環境アセスメントでもって御審議いただいているのが②の石巻市須江互山という地区でございます。因みに③の須江欠というのは、互山の丁度東側に候補地があったのですが、そちらは非常に道が狭くて小学校と保育所の通学路となっておりまして大型車が通れるような道では全くございません。ということで、そちらの方は結論に書いてありますけど安全性が全く担保できないので却下ということにさせていただきました。②の方は県道 191 号並びに市道と繋がっておりますので、そちらのほうは採石場の大型ダンプが正に走っているところでございますので、そちらの方は（須江）欠に比べれば相対的にまだ見込みがあると考えている次第です。

【伊藤委員】

安全性というのをどこまで考えるかというのは難しく、今おっしゃっているのはそもそも事業が出来ないような道である、現況であって、その住民の方の安全ということを考えてどうしても担保しにくいという場所になるのではないかなというふうに思います。あと今採石場で大型車というお話も出たのでやはり交通量は相対的に少ないという記載自体がやはりちょっと変わってくるのではないかなと思います。そうすると、その今回「△」にしたのは、もしかすると「×」ということになるのであれば相対的ではあるかもしれませんがやはり他のところも出来るのではないかなというか、検討しても良いのではないかなというふうに委員としては思います。こちら側の意見としてそういうことしか申し上げられませんが今回の変更は結構大きな変更になると思いますので、二次選定理由及び結果についても随分と修正していただいて、かなり説得力のあるかたちにさせていただかないとなかなか納得できないのではないかなと思います。

【原専門委員】

伊藤先生から厳しい意見が出たと思いますけど、その場を切り抜けるような言い方をされていた訳で、採石場についても既にあるから、ダンプに慣れているから大丈夫だみ

たいな言い方をされたように聞こえたので、やはりそこは違うと。どの程度違うか客観的なデータをこれから示していきますということでないで準備書にたどり着かないと思うのですよ。だから準備書ではそれを散々盛り込みますという回答を得るようなこちらからお願いをして、そこではやはり色々な複数ルートとか安全性を含めた十分な検討をしますというようなかたちを準備書で調査もされて、それで客観的なデータも示されて十分これでいけるというようなかたちを示されて皆さん納得するという段取りではないですかね、と私は思いますね。私の感想ですけど。そんなふうにやっていただければ進んでいくのかなと思います、このままだと進まないのかなと思います。

【由井委員】

だめ押しで。やはり住民の方が元の何も無い原案に立ち戻って事業化するという時にそれで良いかどうかという承諾というかそれで良いというのをふまえて準備書を出してもらわないと。そこが確定しないで準備書を出されてもまた何もこちらでも審議しようがないですよ。それを会長に申し上げますけど答申に入れておけば歯止めになると思います。事業者にはきついでしょうけど。住民の安全のためですからそれはやむを得ないと思います。

【山本会長】

色々な要望が出ておりますけど、それでは追加の御意見がなければ、只今出ました御意見、それから御回答を基に答申案の形成をしたいと思いますので、これまでの議論に関しては一旦ここで終了したいと思います。参考人の方、ありがとうございました。

<参考人（事業者）退出>

【山本会長】

次に答申案の形成について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（渡邊技術主査）】

答申案について説明させていただきます。資料 3-2-1 と 3-2-2 を御覧いただければと思います。説明につきましては、前回 4 月 22 日の説明と重複する箇所は省略させていただきます。前回の答申案の審議の際に委員から意見あったことを基に修正した 2 点について御説明させていただきます。

1 点目につきましては、(8) 景観の項目で、平野委員から本事業ではそれほど多くの調査地点を設定する必要性はないという御指摘をいただいておりますので「より多くの」という文言を削除いたしております。

2 点目は、(9) 温室効果ガスの項目で、山本（和）委員からの指摘を受け、国内生産した燃料の使用も検討するよう求める内容を追加しております。

以上 2 点です。本日の事業者からの説明、また質疑への回答もふまえて御意見いただければと思います。私からは以上となります。

【山本会長】

この件に関しては欠席委員の方から何か。

【事務局（渡邊技術主査）】

特にございませんでした。

【山本会長】

分かりました。それではこの件に関しまして、今まで色々出ましたけどこの答申案でよろしいかどうか。ちょっとこれでは短いかなという気もいたします。いかがでしょうか。どこまで絞るか、或いは何か加えることによって先程各先生方がおっしゃいました歯止めをかけるような内容とするか、が（論点で）あるかなと思います。

【太田委員】

今日の変更された件についてなのですが、あえてあの時何も言わなかったのですが、要するに実際は構想があって、ただドアセス一体化されるのも面倒くさいのでそれを逃れるためにやめたというのが一番なのですが。そこを何か盛り込めないですかね。

【山本会長】

どのあたりまで広げるかによるのですが、一応は関連して全般的事項（1）の「対象事業実施区域周辺には、小学校、保育所及び多数の住居等が近接しているため、本事業の実施による生活環境への重大な影響が懸念される」というこの「重大な影響」の中に、今回議論されました特に取付道路、拡幅とか、或いは新たな道路の取付というような問題が入ってくるかなと思います。ですからここに加えるか、或いは「その他」としての項目として追加で、例えば、少し私言ってみます。少し狭くやりすぎかなという気がしますが、「この事業においては、生活環境に対する影響として、安全を含む交通環境負荷の増大が予測されるため、その回避について適切な対策を立てること」、「適切」ではなくても「できる限り」でも良いですけど、少し弱いかな、いかがでしょうか。

【由井委員】

それは1（1）ですか。

【山本会長】

いや、その他としてやるか或いは1（1）に文章を挿入するか。挿入するとしたら少し具体的すぎるので1（1）の文言の中に入れるのは別の文言を考えなければならぬだろうと思いますが。

【由井委員】

私の案です。1（3）のところ。2行目「積極的に提供するとともに、理解を得ながら」というのが弱いので「積極的に提供し、住民の理解を得た上で準備書を構成すること」とかですね、ばっちり書いた方が良いと思います。そうしないと抜け穴になってしまって、提供はしましたよと、準備書は事業者側の都合のままで書いていますよとなりかねないので。

【山本会長】

ただ先程の話を聞きますと、住民の方が気が付かなかつたりしている可能性があるのすよ、こういうリスクに関して。そうすると先程住民から何も言ってきていませんという発言がありましたよね、あれ少し危なくないですか。そうすると住民が何とも言わなかったよ、ああそうですかと通されては少し困らないですか。アセスとしてはもう少し目配りをした内容をきちんと挙げた方がよろしいのではないかと危惧しているのですけど。

では分かりました。もう少しお時間いただいて事務局と文言を練らせていただきます。今、由井先生がおっしゃったり或いは私が言ったようなことをもう少し。

【石井委員】

具体的に「交通の安全」と入れた方が良いのでは。

【山本会長】

それが逆に問題を狭めるというか、リスクがあるとお考えでしたらそれを考慮しなければならぬと思います。

【原専門委員】

1 (1) は凄く包括的に固めているという感じがしますが、最後のくくりが「明確に準備書に記載」しろというだけなのですね。ここが結構矮小化されているのです。ここに「特に交通問題を含め」とか「十分住民に配慮した」とか、「事前合意を得ながら」とか何かその話を全部ここに盛り込めば良いのではないかと。もう少し広げても良いのではないかと思います。

【山本会長】

今、私が「その他」で項目を立てましようかと言った内容を「特に」ということで。ではそのようなかたちにさせていただいて、できました文言に関しましては皆様にメールで差し上げて御了解いただく手順とさせていただきたいと思います。

では、よろしいでしょうか。この件に関しては、答申案を今御了解いただいた方向でやっていきたいと思います。

それでは、最後にその他、事務局から何かございますか。

【事務局（平塚主任主査（班長））】

事務局から御連絡させていただきます。

石巻港バイオマス発電事業準備書及びG・Bio石巻須江発電事業方法書につきましては、本日答申案の御審議をいただきましたので、冒頭に担当から説明しましたとおり、技術審査会の答申を参考とさせていただき、今後、事業者あて知事意見を提出する運びとなります。特に、G・Bio石巻須江発電事業につきましては、答申案につきまして皆様に再度お諮りした後に確定するという手続きをふませていただきたいと思います。

審議事項(2)(仮称)大和風力発電事業配慮書につきまして、追加の御指摘等がござい

ましたら、御意見送付票を資料 2-5 として御用意させていただきましたので、御記入の上、6月7日（金）まで事務局あて御送付いただきたいと思います。

次回の審査会については、6月17日（月）に開催したいと考えておりますので、お忙しいところ大変恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【山本会長】

ただ今の事務局からの連絡について、何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、これで本日の議事の一切を終了することとし、以上をもって議長としての役目を終らせていただきます。

【司会（佐藤副参事兼課長補佐（総括担当））】

山本会長、ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間の御審議、大変お疲れ様でございました。

それでは、以上で環境影響評価技術審査会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。